

ナルヲ以テ滞納税金半額ヲ會社ニ於テ負担スル様従業員ヨリ交渉シタルニ會社側ニ於テハ昭和二年以降従業員ノ社費未納額合計四万圓余アリテ財政行詰リ居レラ以テ従業員ノ要求ヲ拒絶ス

(3) 従業員ハ會社ノ不誠意ヲ嘆息シテ社費未納其他ノ申合セヲナレ毎日一人社費五十圓ヲ自治管理スルノ旨決議ヲ決是実行中ナリ

標記會社ニ於テハ使用運轉手ヨリノ社費注自動車税金未納甚敷キ為ノ納税滞納セルヲ以テ十月五日下午區役所ヨリ自動車三十六台ノ差押執行處分ニ遇ヒ之ニ端ヲ發シ爭議ノ發生ヲ見ルニ至レルガ狀況左記ノ通

記

一、爭議發生ノ場所

下谷區北箱荷町四六

二、爭議發生ノ時

昭和四年十月五日

三、事業主側

名稱 第一タタリー自動車株式會社

代表者 坂内良平

資本金 五十万圓(公稱)未拂込十四万圓

事業 タタリー營業

使用労働者

1. 運轉手 六二名

2. 代理運轉手 六二名

3. 景内人 二四名

計 一四八名

營業場所

東京駅、新橋駅、上野駅、有世橋駅、兩國駅